

条件付き一般競争入札共通事項（事後審査用）

本事項は、入札に参加するための基本的な要件を表記したものであり、個々の工事概要及び入札参加資格要件、並びにこの事項によらない特別の事由については、別に公告する個別公告に記載する。

なお、この事項は令和5年6月1日以降に公告する一般競争入札から適用する。

1 入札参加形態

工事ごとに定める。

2 競争参加資格

入札に参加する者に必要な資格は審査日（別に定めているものを除く）において、個別の入札公告に定めるもののほか次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 公告日において、笠間市建設工事等入札参加資格審査基準要綱に基づき作成された、令和5・6年度笠間市建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (4) 技術者及び現場代理人を建設業法及び笠間市建設工事執行規則に従い工事現場に配置できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（笠間市長が競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (6) 笠間市暴力団排除条例（平成23年条例26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 公告日から審査日までの間に、笠間市建設工事請負業者指名停止等規程に基づく指名停止又は、笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱に基づく指名除外等の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 笠間市発注の条件付き一般競争入札の手持ち工事件数（公告日の前日までに検査が終了していないもの）と公告日以降に条件付き一般競争入札で落札した工事件数（当該開札日の他の案件含む）で、予定価格が800万円未満5件、800万円以上3件、合わせて5件を超えないものとする。
- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (10) 市税に未納がないこと。

3 参加方法

入札に参加する方法については、個別公告に定める。

4 設計図書及び仕様書の閲覧等

設計図書等は、笠間市ホームページ及び入札情報サービス（PPI※電子入札の場合）上に公開する。

5 質疑

入札・契約に関する質問及び設計図書に関する質問については、個別公告に定める。

6 辞退届

個別公告に定めるもののほか、辞退届を提出せずに入札を欠席した者は欠席理由届を提出するものとする。

7 競争入札執行の日時及び場所等

個別公告に定める。

8 入札方法等

- (1) 入札の参加者が2者に満たないとき、又はやむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止する場合がある。ただし、中止した案件を再度公告して行う入札、又は地域要件が全国の案件の入札は、入札参加者が2者に満たない場合であっても執行する。
- (2) 入札書に記載する金額については、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 予定価格事前公表の場合、入札執行回数は1回のみとする。また、予定価格事後公表の場合、入札金額が予定価格に達しなかった場合には再度入札を行うものとし、再度入札でも予定価格に達しない場合は入札を中止し、不調とする。
- (5) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。

9 最低制限価格

- (1) 最低制限価格を設定している場合には、当該価格に満たない価格で入札をした者は失格となり、最低価格入札者であっても落札候補者とならない。また、失格となった者は、財務規則第126条の規定にかかわらず、再度の入札に参加することができない。
- (2) 落札候補者の選定にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格、且つ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

10 低入札価格調査

- (1) 低入札価格調査基準価格を設定している場合には、当該価格に満たない価格で入札をした者は、最低価格入札者であっても落札者とならない場合がある。その場合、該当入札者は事後の事情聴取、書類の提出等に協力しなければならない。
- (2) 低入札価格調査基準価格を設定している場合には、失格基準価格を設定するので、当該価格に満たない価格で入札をした者は、失格となり最低価格入札者であっても落札候補者とならない。また、失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書と同時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書はA4サイズとし、様式は任意とする。記載内容は工事項目ごとに金額等を明らかにするとともに、必要に応じ品質、数量及び単価等を付記するものとする。
- (3) 工事費内訳書には工事番号・工事名・商号又は名称・代表者名を記すこと。
- (4) 工事費内訳書内に、「値引き」などの経費の積算根拠が不明確となる項目は記載しないこと。ただし、一万円未満の金額を「端数処理」として切捨てる場合はこの限りでない。
- (5) 工事費内訳書は返却しない。また、提出された工事内訳書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- (6) 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。

12 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)を落札候補者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格又は失格基準価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内での価格で最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 最低の価格で入札した者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)が2者以上とのときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。

1.3 現場代理人の兼務

- (1) 工事場所が笠間市内であり、次のア～オのいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務ができる。なお、現場代理人が作業期間中に現場を離れるときは、連絡員を現場に常駐させなければならない。
- ア 請負代金額が4,000万円（税込）未満の工事2件まで。
 - イ 契約工期及び工事現場の重複する複数の工事。
 - ウ 現工事の受注者に随意契約で発注された追加工事。
 - エ いずれかが災害復旧工事である2件の工事に係る兼務であるとき。
 - オ いずれかが緊急時に対応する維持工事（ブロック工事等）である2件の工事に係る兼務であるとき。
- (2) 経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者と現場代理人との兼務は、請負代金額が4,000万円（税込）未満の工事に限り認めるものとし、現場代理人を兼務できる工事の数は2件までとする。ただし、特例監理技術者と現場代理人の兼務は認めない。
- (3) 笠間市以外（茨城県等）が発注する工事との兼務については、当該発注者（茨城県等）が認める場合は、上記の条件を満たした上で、兼務ができる。

1.4 専任をする主任技術者の兼務

工事場所が笠間市内であり、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、主任技術者が複数の工事を兼務することができる。ただし、次の条件を全て満たしており、兼務について当該発注機関から承認を得ていること。

- (1) 兼務する工事が、次のア～ウのいずれかに該当すること。
- ア 契約工期及び工事現場の重複する複数の工事であること。
 - イ 現工事の受注者に随意契約で発注された追加工事であること。
 - ウ いずれかが災害復旧工事であること。
- (2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。
- (3) 建設業法に規定する経営業務管理責任者及び営業所の専任技術者でないこと。
- (4) いずれかが災害復旧工事の場合は、本工事及び兼務する工事以外の工事の現場代理人でないと。

1.5 監理技術者の兼務

- (1) 監理技術者（特例監理技術者）は、一級施工管理技士補を監理技術者補佐として専任で配置した場合、複数の現場を兼務することができる。ただし、次のア～イの全ての要件を満たすこと。
- ア 予定価格（税込価格）が1億5千万円未満の工事であること。（共同企業体工事を除く。）
 - イ 笠間市内で施工される工事であること。
- (2) 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、次のア～キの全ての要件を満たすこと。
- ア 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は監理技術者の資格者であること。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。
 - ウ 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、その技術検定種目が特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - エ 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、3カ月以上の雇用関係があること。
 - オ 特例監理技術者は、主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程への立ち会い等を適正に遂行すること。
 - カ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で、常に連絡が取れる体制であること。
 - キ 発注者に対して、監理技術者補佐の担当業務等を明らかにすること。

1.6 落札候補者の事後審査

- (1) 事後審査型入札の場合には、落札候補者の資格要件を審査し、落札者を決定するので、落札候補者は以下のア～コの関係書類を個別公告による期日までに提出しなければならない。

- ア 競争参加資格確認資料（様式第2号（第6条関係）※）
- イ 現場代理人及び主任・監理技術者の配置予定（様式第2号の2※）
- ウ 現場代理人が他の工事と兼務する場合、現場代理人の兼務届（様式1※）
- エ 専任を要する主任技術者が他の工事と兼務する場合、主任技術者の兼務届（様式2※）
- オ 監理技術者が他の工事と兼務する場合、特例監理技術者の配置に関する届出書（様式3※）
- カ 配置予定技術者の資格を証明する書類等の写し、及び配置予定技術者との間に3ヵ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等）の写し。
- キ 配置予定技術者と現場代理人を兼務しない場合、現場代理人との間に3ヵ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等）の写し。
- ク 現場代理人が他の工事と兼務する場合、連絡員との間に3ヵ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等）の写し。
- ケ 監理技術者が他の工事と兼務する場合、監理技術者補佐の資格を証明する書類等の写し、及び監理技術者補佐との間に3ヵ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等）の写し。
- コ 納税証明書の写し
 - ・本店の所在地が笠間市内の者については、市税の納税証明書（未納のない証明）を提出すること。ただし、提出前3月以内のものに限る。
 - ・本店の所在地が笠間市外の者（笠間市との契約を委任している支店及び営業所がある場合は、その所在地）で、完納を証明できる証明書等がない場合は、所在地の市区町村が課す税であって、当年度及び前年度分のものについて未納のないことを証明する証明書を提出すること。ただし、提出前3月以内のものに限る。

※ 各種様式は、笠間市ホームページからダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めた時は、当該落札候補者が行った入札は無効とし、次順位者を落札候補者とする。この者につき改めて入札参加資格要件関係書類を提出させ入札参加資格審査を行う。この審査は入札参加資格要件を満たしている者が確認でき、落札者が決定するまで行う。また、落札候補者の行った入札を無効にした場合は、当該落札候補者へ通知する。
- (3) 審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めた時は落札者とし、落札通知を通知する。

1.7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
個別公告に定める。
- (2) 契約保証金
契約金額が500万円以上の場合には、請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約の保証金を免除する。

1.8 請負契約書作成

笠間市建設工事執行規則第10条に基づき、契約書を作成するものとする。

1.9 支払条件

- (1) 前金払
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、契約金額の4割以内について請求できる。（契約金額が500万円以上の場合に限る。）
- (2) 中間前金払
中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結したときは、契約金額のうち2割以内の中間前払金を請求できる。（笠間市ホームページ「中間前金払制度の導入について」を参照）
- (3) 部分払

個別公告に定める。

20 入札の参加者

次のいずれかに該当する場合は、入札の参加者としない。

- (1) 指定の日時までに、入札書を提出しなかった場合
- (2) 代理人が委任状を持参しない場合
- (3) 上記(1)(2)に掲げるもののほか、参加者として認められない場合

21 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合、その入札書は無効とする。

また、無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

- (1) 入札について不正行為があった場合
- (2) 入札書記載の金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名のない場合
- (3) 入札書を2通以上提出した場合
- (4) 工事費内訳書を提出しなかった場合
- (5) 入札書記載の入札金額と工事費内訳書の合計額が相違する場合
- (6) 代理人が委任状を持参しない場合
- (7) 他の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした場合
- (8) 必要な書類を提出しなかった場合
- (9) 再度入札において、前回入札の最低価格以上の価格で入札した場合
- (10) 上記(1)から(9)に掲げるもののほか、不当な入札をした場合

22 その他

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事の場合、落札者は契約前に担当課へ書面にて説明することとする。
- (2) 提出された資料は返却しない。
- (3) 提出された資料に虚偽の記載をした場合においては、落札決定の取消し及び指名停止措置を行うことがある。